

令和6年11月19日
令和6年度薬事関係研修会

薬局への指導事例と 最近の薬事行政について

茨城県保健医療部医療局薬務課
主査 照沼 貴弘

本日の内容

1. 第8次医療計画における薬局の機能強化について
2. 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について
3. サイバーセキュリティに関する指導事例について
4. 薬局等への指導事例について

(お願い事項)

薬局機能情報提供制度の定期報告について

本日の内容

1. 第8次医療計画における薬局の機能強化について
2. 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について
3. サイバーセキュリティに関する指導事例について
4. 薬局等への指導事例について

第 7 節 薬局機能の充実

【現状】

医薬分業の進展等により、薬剤師及び薬局を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、医薬分業の原点に立ち返り、現在の薬局を患者本位のかかりつけ薬局に再編するため、平成 27（2015）年 10 月に厚生労働省が「患者のための薬局ビジョン」を策定しました。

当該ビジョンでは、薬剤師・薬局が地域包括ケアシステムの一翼を担うため、患者本位の医薬分業の実現に向けて、服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、24 時間対応・在宅対応、医療機関等との連携など、薬局のあり方を示すとともに、健康サポート機能や I C T を用いたお薬手帳の活用など、今後の薬局の姿を明らかにすることで、かかりつけ薬局への再編の道筋を示しています。

さらに、令和 3（2021）年 8 月からは、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、薬局の新たな認定制度（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）が開始されたところです。

< 地域連携薬局 >

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等における地域の薬局との情報連携により、患者の服薬情報を一元的・継続的に対応できる薬局

< 専門医療機関連携薬局 >

- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局

【課題】

当該ビジョンを踏まえ、かかりつけ薬剤師・薬局の推進を図り、患者・住民から真に評価される医薬分業を目指します。そのためには、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、健康サポート薬局の普及を図る必要があります。

在宅医療に取り組む薬局は着実に増加しているものの、まだ十分ではないため、さらにその推進を図る必要があります。また、薬局・薬剤師には、専門的な知識が求められるがん疼痛緩和ケアへの取組や、災害時の医薬品や医療・衛生材料の供給の拠点としての役割を担うことが求められています。

さらに、医療の安全確保のため、薬局・薬剤師による医薬品の安全使用・管理の実施及び適切な服薬指導を行う体制の充実を図ることが重要です。

【対策】

(1) かかりつけ薬剤師・薬局の普及

県では、県薬剤師会と連携し、県民へかかりつけ薬剤師・薬局の普及啓発に努めます。

薬局薬剤師による服薬情報の一元的・継続的な把握・管理を図り、地域連携薬局や専門医療機関連携薬局の普及を促進するとともに、電子お薬手帳などのＩＣＴの活用を促し、患者が安心・安全な薬物療法を受けられるよう体制整備を図ります。

さらに、健康相談の応需や市販薬の販売を通じたセルフメディケーション^(注1)の推進を支援することに加え、健康サポート薬局（図 1）の普及を図ることにより、県民の主体的な健康保持増進をサポートします。

(2) 在宅医療への薬局の参画（図 2）

県は、県薬剤師会等と連携し、多職種連携の会議や技術研修会の開催などにより薬剤師の資質向上を図り、薬局が在宅医療に参画するための体制整備を支援します。

(3) 夜間・休日等の対応

夜間・休日等開店時間外であっても、患者が薬局薬剤師に直接相談でき医薬品等の供給を受けることができる体制整備を支援するとともに、県民へも情報提供します。

(4) 災害時の医薬品等の供給体制及び救護活動への参加

県は、県薬剤師会と連携し、薬局・薬剤師が医薬品等の供給拠点としての役割を担うとともに、救護所等の傷病者等に対する調剤や服薬指導、医薬品等の管理など救護活動への積極的な参加を促進します。

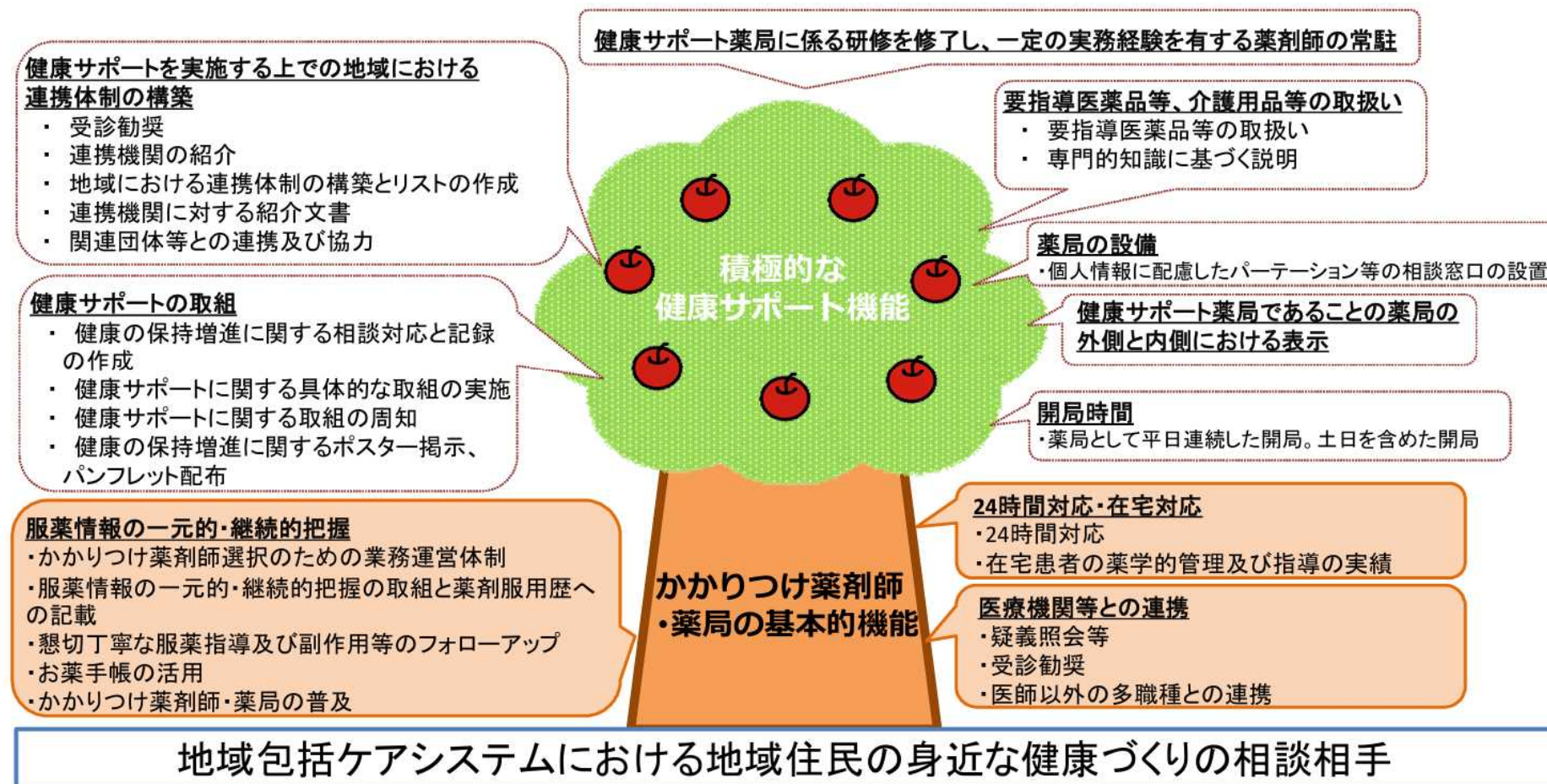
(5) 医療安全の確保

薬局への立入時に、医薬品にかかる医療の安全を確保するための「指針」や「業務手順書」の策定及び遵守状況を確認します。

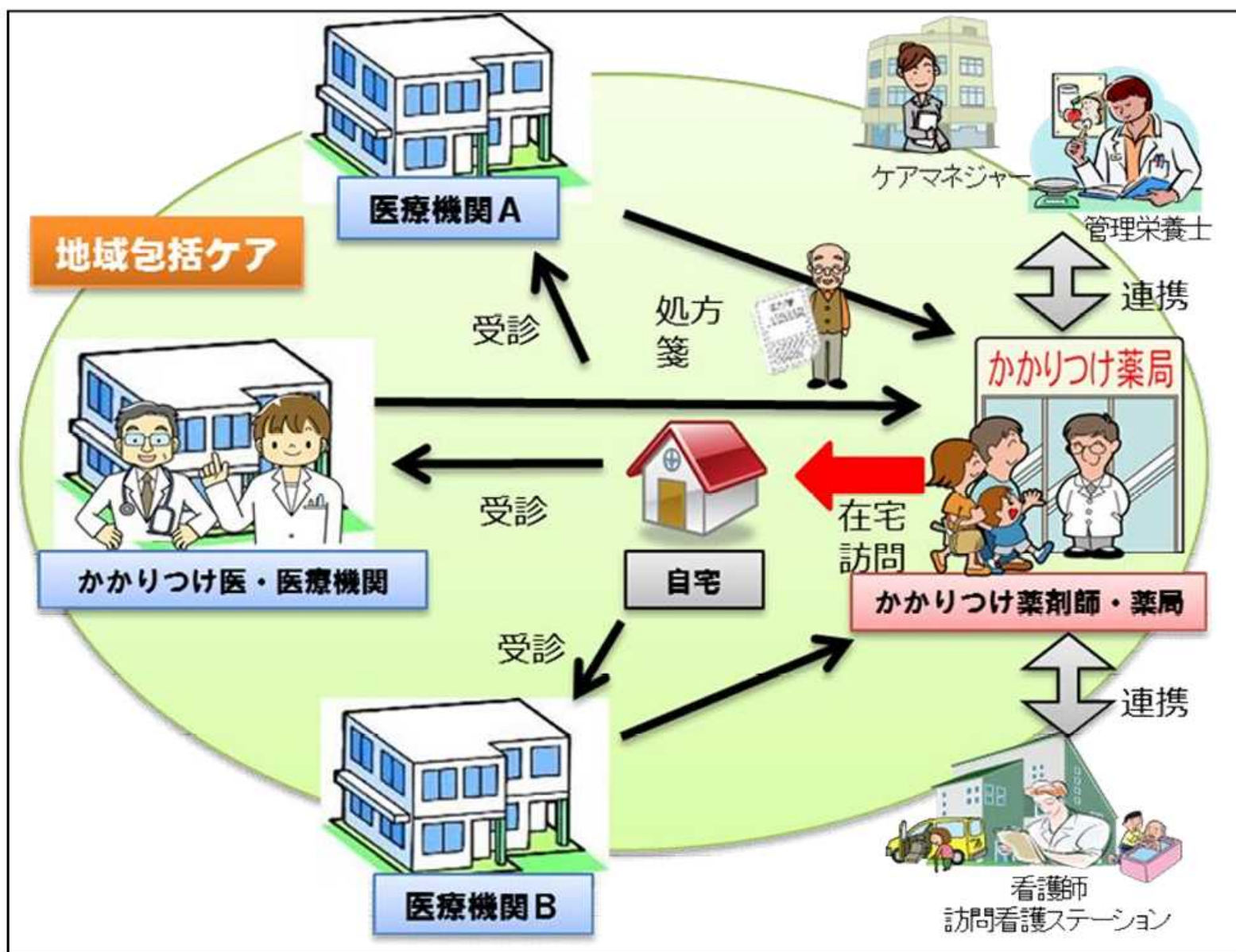
【目標】

目標項目	現状(10万人あたり)	目標値
24時間対応薬局の割合	15.0 薬局	19.2 薬局

■ 図 1 健康サポート薬局の概要



■ 図 2 地域における医療連携へ参画し在宅医療等を担う薬局のイメージ図



本日の内容

1. 第8次医療計画における薬局の機能強化について
2. 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について
3. サイバーセキュリティに関する指導事例について
4. 薬局等への指導事例について

薬局におけるサイバーセキュリティ対策について

【背景】

- ◇ 昨今、医療機関等に対するサイバー攻撃は増加傾向にあり、サイバー攻撃により診療が停止する事案も発生している。
- ◇ サイバー攻撃等により、患者の個人情報が窃取されるなど、甚大な被害がもたらされる可能性がある。



【改正概要】

令和5年3月31日 令和5年厚生労働省令第61号

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」

- ◇ **薬局の管理者**が遵守すべき事項として、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を参照の上、当該薬局の**サイバーセキュリティの確保**について必要な措置を講じることが追加。

< 施行規則第11条第2項 >

法第8条第3項の薬局の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。

- 1 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その薬局の業務に係るサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保のために必要な措置を講じ、その他その薬局の業務につき、必要な注意をすること。

2 (略)

医政参発1013第1号
医薬総発1013第1号
令和5年10月13日

各 〔都道府県
保健所設置市
特別区〕 薬務主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬品医療機器・医療情報政策課
（公印省略）

厚生労働省医薬局総務課長
（公印省略）

「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び
「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル
～薬局・事業者向け～」等について

日頃から厚生労働行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

薬局のサイバーセキュリティ対策について、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」（令和5年3月31日付け薬生発0331第14号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の「第2 サイバーセキュリティ関係」において「安全管理ガイドラインに記載されている内容のうち、優先的に取り組むべき事項については、厚生労働省において別途チェックリストを作成し、後日通知する。」とお示したところです。

今般、別添1のとおり「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」（以下「**チェックリスト**」という。）及びチェックリストを分かりやすく解説した「**薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～薬局・事業者向け～**」を、別添2のとおり作成しました。さらに、別添3のとおり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第69条第2項の規定に基づく検査の際に確認する事項等を示した「**薬局におけるサイバーセキュリティ確保に係る立入検査の手引き～立入検査担当者向け～**」を作成しました。

また、ここ数年、医療機関へのサイバー攻撃によって電子カルテの閲覧・利用ができなくなる等の事案が発生していることを踏まえ、別添4のとおり、薬局を含む医療機関等において早急に取り組んでいただきたいセキュリティ対策等についてまとめ

した。

貴職におかれては、本通知について、御了知の上、薬局、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、別添1から別添3までについては、その立入検査等においてご活用いただきますようお願いいたします。

なお、併せて、「「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト」及び「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・事業者向け～」について」（令和5年6月9日付け医政参発0609第1号厚生労働省医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官通知）をご参考にさせていただきますようお願いいたします。

(参考) 薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト

薬局確認用

○ 参考項目（令和6年度中）

*以下項目について、令和6年度中にすべての項目で「はい」にマルが付くよう取り組んでください。

	チェック項目	確認結果 (日付)			備考
		1回目	目標日	2回目	
2 医療情報システム の管理・運用	サーバについて、以下を実施している。				
	(7) セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。	はい・いいえ (☐ / ☐)	(☐ / ☐)	はい・いいえ (☐ / ☐)	
	(9) バックグラウンドで動作している不要なソフトウェア及びサービスを停止している。	はい・いいえ (☐ / ☐)	(☐ / ☐)	はい・いいえ (☐ / ☐)	
	端末PCについて、以下を実施している。				
	(4) 利用者の属性等に応じた情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。	はい・いいえ (☐ / ☐)	(☐ / ☐)	はい・いいえ (☐ / ☐)	
	(5) 退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。	はい・いいえ (☐ / ☐)	(☐ / ☐)	はい・いいえ (☐ / ☐)	
	(7) セキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用している。	はい・いいえ (☐ / ☐)	(☐ / ☐)	はい・いいえ (☐ / ☐)	
	(9) バックグラウンドで動作している不要なソフトウェア及びサービスを停止している。	はい・いいえ (☐ / ☐)	(☐ / ☐)	はい・いいえ (☐ / ☐)	
3 インシデント発生 に備えた対応	(2) インシデント発生時に調剤を継続するために必要な情報を検討し、データやシステムのバックアップの実施と復旧手順を確認している。	はい・いいえ (☐ / ☐)	(☐ / ☐)	はい・いいえ (☐ / ☐)	
	(3) サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）を策定、又は令和6年度中に策定予定である。	はい・いいえ (☐ / ☐)	(☐ / ☐)	はい・いいえ (☐ / ☐)	

- 各項目の考え方や確認方法等については、「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～医療機関・事業者向け～」をご覧ください。

(参考)

薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル

～薬局・事業者向け～

本マニュアルは、「薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）」をわかりやすく解説するものです。チェックリストを活用する際に、ご覧ください。

～はじめに～

- 医療機関等に対するサイバー攻撃は近年増加傾向にあり、その脅威は日増しに高まっています。医療機関等が適切な対策をとることで、こうしたサイバー攻撃等の情報セキュリティインシデントによる患者の医療情報（医療に関する患者情報（個人識別情報）を含む情報）の流出や、不正な利用を事前に防ぐことが重要です。令和5年4月には、改正薬機法施行規則が施行され、薬局の管理者が遵守すべき事項として、薬局の管理者はその薬局のサイバーセキュリティの確保について必要な措置を講じることが追加されました。

本日の内容

1. 第8次医療計画における薬局の機能強化について
2. 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について
3. サイバーセキュリティに関する指導事例について
4. 薬局等への指導事例について

サイバーセキュリティに係る指導事例について

指導事例	会社の指示に従ってサイバーセキュリティ確保のために必要な措置を講じること。
根拠条文等	【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 第11条 第2項の1】 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その薬局の業務に係るサイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。)の確保のために必要な措置を講じ、その他その薬局の業務につき、必要な注意をすること。
その他	会社からサイバーセキュリティについて連絡が来ていたが、気付かずに必要な措置が講じられていなかった。

サイバーセキュリティに係る指導事例について

指導事例	サイバーセキュリティ対策チェックリストを活用し、サイバーセキュリティの確保について必要な措置を講じること。
根拠条文等	【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第11条第2項第1号】 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その薬局の業務に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のために必要な措置を講じ、その他その薬局の業務につき、必要な注意をすること。
その他	サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）は策定されていたが、サイバーセキュリティ対策チェックリストを用いた管理は行われていなかった。

サイバーセキュリティに係る指導事例について

指導事例	薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト等を用いて、サイバーセキュリティの確保についての点検を行うこと。
根拠条文等	【医薬品医療機器等法施行規則第11条第2項第1号】 2 法第8条第3項の薬局の管理者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。 一 保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他従業員を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、<u>その薬局の業務に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第2条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保のために必要な措置を講じ、その他のその薬局の業務につき、必要な注意をすること。</u>
その他	・参考までに、厚生労働省のマニュアル及びチェックリスト様式を配布した。 ・今年度の監視指導において、サイバーセキュリティ対策実施率は、大手チェーンで76%、個人及び小規模チェーンで34%であった。

サイバーセキュリティに係る指導事例について

指導事例	サイバー攻撃を想定したBCPを今年度（令和6年度）中に策定すること。
根拠条文等	【薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル3（3）】 サイバー攻撃を想定した事業継続計画（BCP）を策定、又は令和6年度中に策定予定である。
その他	・ 災害を想定したBCPは策定されていたが、サイバー攻撃を想定したBCPは未策定であった。

サイバーセキュリティに係る指導事例について

指導事例	薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト等を用いて、サイバーセキュリティの確保についての点検を、少なくとも年に1回は行うこと
根拠条文等	【医薬品医療機器等法施行規則第11条第2項第1号】 【令和6年度版 薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル～薬局・事業者向け～】 I チェックリストの使い方 3 その他
その他	令和5年度の点検は実施済みであったが、今年度の点検の必要性を認識していない薬局が見られた。

サイバーセキュリティに係る指導事例について

指導事例	電子薬歴システムを導入しているPC及びレセコン等の機器台帳を作成し、管理を行うこと。
根拠条文等	【薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル2（1）】 サーバ、端末PC、ネットワーク機器の台帳管理を行っている。（医療情報システム全般）
その他	・店舗内に医療情報システムで用いる情報機器が設置されていたが、管理実態が明確になっていなかった。

サイバーセキュリティに係る指導事例について

指導事例	サーバ、端末PC、ネットワーク機器の台帳管理を行うこと。
根拠条文等	【薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル2（1）】 サーバ、端末PC、ネットワーク機器の台帳管理を行っている。
その他	薬局において担当者がサーバ、端末PC、ネットワーク機器の台数、導入されているサービスのバージョン等を把握できていなかった。

サイバーセキュリティに係る指導事例について

指導事例	薬歴システムから退職者のアカウントを削除すること。 なお、薬歴の記録から薬剤師名が消えてしまいアカウント削除が難しいようであれば、退職者のアクセス利用権限を設定する等対応を検討すること。
根拠条文等	【薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル2（4）（5）】 ・ 利用者の属性等に応じた情報区分毎のアクセス利用権限を設定している。 ・ 退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。
その他	「退職者や使用していないアカウント等、不要なアカウントを削除している。」の項目の備考欄に「削除不可のため表示しないように対応した。」と記載があった。詳細を聞くと薬歴システム上で削除を行うと過去の薬歴を記載した薬剤師の名前が消えてしまうため削除を行うことが出来ず、退職日以降にログイン画面から退職者のIDを選択できないように対応したとのこと。ただ退職日以前の記録は見られるようになっている。その場合サイバーセキュリティ対策の観点から不正利用される可能性も懸念された。

サイバーセキュリティに係る指導事例について

指導事例	・サイバーセキュリティ攻撃の被害発生時の組織内と外部関係機関への連絡体制図が作成されていなかった。 →インシデント発生時に備えて組織内および外部関係機関への連絡体制図を作成、店舗内で周知すること。
根拠条文等	「令和6年度版薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリスト(3-(1))」 インシデント発生時における組織内と外部関係機関（事業者、厚生労働省、警察等）への連絡体制図がある

サイバーセキュリティに係る指導事例について

指導事例	インシデント発生時において内部・外部の関係機関への連絡体制図を作成すること。
根拠条文等	【薬局におけるサイバーセキュリティ対策チェックリストマニュアル3 (1)】 インシデント発生時における組織内と外部関係機関（事業者、厚生労働省、警察等）の連絡体制図がある。
その他	担当部署の明示がされていない。

本日の内容

1. 第8次医療計画における薬局の機能強化について
2. 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について
3. サイバーセキュリティに関する指導事例について
4. 薬局等への指導事例について

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	薬局の開局時間内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。
根拠条文等	【薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令 第1条 第1項 第1号】 薬局の開店時間(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第1条第2項第2号に規定する開店時間をいう。)内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。ただし、薬剤師不在時間(同号に規定する薬剤師不在時間をいう)内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務していること。
その他	薬局において、開局時間内に近隣診療所で開催される勉強会に出席するため、薬剤師が全員不在となっていた。 当該薬局では、薬剤師不在時間中も事務員は勤務しており、患者が来局した際は薬剤師に連絡を取り、すぐに戻って調剤すれば良いと考えていた。

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	薬局の開局時間内は、常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務すること。
根拠条文等	【薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第1条第1項第1号】 薬局の開店時間内は、<u>常時、当該薬局において調剤に従事する薬剤師が勤務していること。</u>ただし、薬剤師不在時間内は、調剤に従事する薬剤師が当該薬局以外の場所において当該薬局の業務を行うために勤務していること。
その他	・事務員のみが勤務している状態で薬局を営業していた。 ・薬剤師が在宅の配達に行き、薬剤師が不在になる状況が常態化していた。 ・薬剤師2名（1名は休暇、1名は在宅への配達）

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	○薬局において緊急の在宅対応のため薬剤師が不在になることがあったが、必要な届け出等がされていなかった。 【指導事項】薬局において、薬剤師が当該薬局以外の場所においてその業務を行うため、やむを得ず、かつ、一時的に不在となる場合には、必要な届出、掲示、体制を整備すること。
根拠条文等	【平成29年9月26日付け薬生発0926第10号通知】 ○薬剤師不在時間の有無に係る届出（改正施行規則第1条、第16条の2関係） 薬局開設者は、薬剤師不在時間がある場合には、<u>あらかじめ、その薬局の所在地の都道府県知事（中略）に届出を行うこと</u> ○薬局における掲示（改正施行規則第15条の16関係） 法第9条の4の規定による掲示事項に、薬剤師不在時間に係るものを追加したこと。薬剤師不在時間に係る掲示事項とは、 ・調剤に従事する薬剤師が不在のため調剤に応じることができない旨 ・調剤に従事する薬剤師が不在にしている理由 ・調剤に従事する薬剤師が当該薬局に戻る予定時刻

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	薬局機能情報を記載した書面等を薬局において閲覧に供していなかった。 →当該薬局において薬局機能情報を書面又は電磁的方法により患者の閲覧に供すること。
根拠条文等	【医薬品医療機器等法 第8条の2 第1項】 薬局開設者は、厚生労働省令で定めるところにより、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定める事項を当該薬局の所在地の都道府県知事に報告するとともに、<u>当該事項を記載した書面を当該薬局において閲覧に供しなければならない。</u> 【医薬品医療機器等法 第8条の2 第3項】 薬局開設者は、第1項の規定による書面の閲覧に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて<u>厚生労働省令で定めるもの</u>により提供することができる。 【医薬品医療機器等法施行規則 第11条の5】 薬局開設者は、法第8条の2第3項の規定により、同条第1項の規定による書面の閲覧に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するときは、<u>あらかじめ、医療を受ける者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示さなければならない。</u> 1. 次項に規定する方法のうち薬局開設者が使用するもの 2. ファイルへの記録の方式

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	医療用医薬品は、調剤室において保管すること。
根拠条文等	【平成26年3月18日付け薬食発0318第4号厚生労働省医薬局長通知「薬局医薬品の取扱いについて」】 3. 調剤室での保管・分離 <u>医療用医薬品については、薬局においては、原則として、医師等の処方箋に基づく調剤に用いられるものであり、通常、処方箋に基づく調剤に用いられるものとして、調剤室又は備蓄倉庫において保管しなければならない。</u>
その他	・卸業者に返品予定の医療用医薬品が調剤室外の薬局入口付近で保管されていた。 ・在宅患者用の一包化した予製薬が薬袋ごと待合室で保管されていた。薬袋には患者名が記載されているため、個人情報漏洩が発生する恐れもある。

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	開封後冷所保存の医薬品（液剤）が開封後も常温で保存されていたため、定められた条件で保存すること。
根拠条文等	【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第8条 第1項】 薬局の管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その薬局に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その薬局の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その薬局の業務につき、必要な注意をしなければならない。
その他	後発医薬品の場合、製造会社によって保存方法を含め承認条件が異なることがあるが、薬局で、医薬品の供給不足により異なる製造会社の同一成分医薬品に採用を切り替えた際、保存条件が異なっていることを見逃したもの。

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	医療用医薬品は調剤室又は備蓄倉庫で保管すること。
根拠条文等	【平成26年3月18日付け薬食発0318第4号厚生労働省医薬局長通知「薬局医薬品の取扱いについて」】 3. 調剤室での保管・分離 <u>医療用医薬品については</u>、薬局においては、原則として、医師等の処方箋に基づく調剤に用いられるものであり、通常、処方箋に基づく調剤に用いられるものとして、<u>調剤室又は備蓄倉庫において保管しなければならない。</u>
その他	医薬品の在庫が増加し、調剤室内に収まりきらなくなったため、階段等に医薬品を保管していた。 （医薬品供給不安定への対策及び冬場のインフルエンザ対策のために多めに備蓄していた）

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	薬局間での医薬品の譲受時及び譲渡時の書面記載事項をもれなく記載すること。
根拠条文等	【医薬品医療機器等法施行規則第14条】 薬局開設者は、医薬品を購入し、又は譲り受けたとき及び薬局開設者等に販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。 品名、ロット番号、使用の期限、数量、購入若しくは譲受け又は販売若しくは授与の年月日、購入若しくは譲り受けた者又は販売若しくは授与した者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号その他の連絡先、前号に掲げる事項の内容を確認するために提示を受けた資料、医薬品の取引の任に当たる自然人が、購入者等と雇用関係にあること又は購入者等から医薬品の取引に係る指示を受けたことを示す資料
その他	医薬品の譲受時及び譲渡時の伝票に、ロット番号、使用期限の記載のないものがあった。

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	直近に製造した薬局製剤の製造記録を作成、保管していなかった。 →薬局製剤の製造記録を作成し、3年間保管すること。
根拠条文等	【医薬品医療機器等法施行規則 第90条】 医薬品、医薬部外品又は化粧品の製造所の医薬品製造管理者又は医薬部外品等責任技術者は、 <u>製造及び試験に関する記録</u> その他当該製造所の管理に関する記録を作成し、かつ、これを三年間保管しなければならない。

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	第一類医薬品であるロキソプロフェン錠を登録販売者が販売してしまった。 →第一類医薬品は薬剤師が販売すること。
根拠条文等	【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の九】 薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、厚生労働省令で定めるところにより、一般用医薬品につき、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に販売させ、又は授与させなければならない。</u> - 一 第1類医薬品 薬剤師 - 二 第2類医薬品及び第3類医薬品 薬剤師又は登録販売者
その他	・登録販売者のみ勤務の店舗販売業（医薬品販売区分：指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品）において、第1類医薬品であるロキソプロフェン錠が誤納品された。従事する登録販売者が、当該医薬品は第2類医薬品に移行したものと誤認識し、求めのあった客に販売してしまった。

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	○店舗販売業において、総合レジ付近の見切り品コーナーに指定第2類医薬品が陳列されていた。その場所は情報提供場所から7メートルを超えて陳列されていた。また食品等と区別されずに販売されていた。 【指導事項】 指定第2類医薬品を陳列する場合には情報提供を行うための設備から7メートル以内の範囲に陳列すること。 医薬品と食品等は区別して陳列すること。
根拠条文等	【薬局等構造設備規則第2条第1項12号】 次に定めるところに適合する法第36条の10第1項、第3項及び第5項に基づき情報を提供するための設備を有すること。 ハ 指定第2類医薬品を陳列する場合には、指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から7メートル以内の範囲にあること。 【医薬品医療機器等法第57条の2】 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医薬品を他のものと区別して貯蔵し、又は陳列しなければならない。

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	店舗に貯蔵、陳列していない一般用医薬品を特定販売のホームページに掲載していた。 →特定販売を行う場合は、店舗に貯蔵又は陳列している一般用医薬品を販売すること。
根拠条文等	【医薬品医療機器等法施行規則 第147条の7 第1項】 店舗販売業者は、特定販売を行う場合は、次に掲げるところにより行わなければならない。 <u>当該店舗に貯蔵し、又は陳列している一般用医薬品を販売し、又は授与すること。</u>

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	○濫用等のおそれのある医薬品を所定の事項を確認せずに販売していた。 【指導事項】 濫用等のおそれのある医薬品を販売し、又は授与する時は所定の事項を確認した上で販売すること。
根拠条文等	【医薬品医療機器等法施行規則第15条の2、第147条の3】 ・ 薬局開設者は、（中略）濫用等のおそれがある医薬品を販売し、又は授与するときは次に掲げる方法により行わなければならない。 ・ 店舗販売業者は、濫用等のおそれのある医薬品（一般用医薬品に限る。）を販売し、又は授与する時は、次に掲げる方法により行わなければならない。 イ 氏名及び年齢（若年者である場合） ロ 他の店舗等での購入又は譲受けの状況 ハ 適性使用のために必要な数量を超えて購入する場合はその理由 ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入、譲受けであることを 確認するために必要な事項

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	要指導医薬品及び第1類医薬品の販売記録に情報提供内容を理解したことの確認の結果の記載を行うこと。
根拠条文等	【医薬品医療機器等法施行規則第14条第3項】 薬局開設者は薬局医薬品、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与したときは、次に掲げる事項を書面に記載しなければならない。 ・品名 ・数量 ・販売日時 ・販売・情報提供を行った薬剤師の氏名 ・<u>情報提供の内容を理解したことの確認の結果</u>
その他	・要指導医薬品及び第1類医薬品の販売記録の記載の不備。

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書に基づき業務を実施すること。
根拠条文等	【体制省令第1条第2項第5号】 調剤及び医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理のための業務に関する手順書の作成及び <u>当該手順書に基づく業務の実施</u>
その他	手順書において薬剤師一人体制の際は、監査システムを使用すると記載があったが、薬局において監査システムは導入されていなかった。 ※薬局グループ系列で監査システムを導入する方針であった。

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	薬局の管理に関する記録を作成し、その記録を3年間保存すること。
根拠条文等	【医薬品医療機器等法施行規則第13条】 薬局開設者は、薬局に当該薬局の管理に関する事項を記録するための<u>帳簿を備えなければならない。</u> 2 薬局の管理者は、試験検査、不良品の処理その他当該薬局の管理に関する事項を、<u>前項の帳簿に記載しなければならない。</u> 3 薬局開設者は、第1項の帳簿を、最終の記載の日から<u>3年間</u>、保存しなければならない。
その他	・長期間における記録の未作成。 ・店舗販売業についても同様の指導あり 【医薬品医療機器等法施行規則第145条】

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	高度管理医療機器等販売業の許可無く、高度管理医療機器を販売しないこと。
根拠条文等	【医薬品医療機器等法第39条第1項】 高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は貸与業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、高度管理医療機器等を販売し、授与し、若しくは貸与の目的で陳列し、又は高度管理医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供してはならない。
その他	・ 無許可でコンタクトを販売していた。 ・ 薬局併設型店舗販売業者であり、薬局では高度管理医療機器販売業の許可がある。 ・ 卸売業者は薬局にコンタクトを販売し、当該店舗では店舗販売業の区画でコンタクトを販売していた。

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	高度管理医療機器等販売業の許可を受けた者は、販売を実地に管理する者を置くこと。また、管理者は他店舗と兼務しないこと。
根拠条文等	【医薬品医療機器等法第39条の2第1項】 高度管理医療機器等販売業の許可を受けた者は、販売を実地に管理する者を置くこと。 【医薬品医療機器等法第39条の2第2項】 管理者は、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事しないこと。
その他	・ 高度管理医療機器等販売業の管理者が非常勤職員になっており、他店舗においても薬事に関する業務に従事していた。

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	コンタクトレンズを取り扱っている場合、毎年受講する継続的研修の中で高度管理医療機器等販売業許可が有効である6年の間に少なくとも1回は、コンタクトレンズに関する専門的な知識を身につける講義を受講すること。
根拠条文等	【平成29年9月26日付け薬生発0926第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について」】 第3 小売販売業者、営業所管理者及び従業員の質の向上 1 小売販売業者は、施行規則第168条の規定に基づき、営業所管理者に毎年継続的研修を受講させることが必要とされている。コンタクトレンズの使用により重篤な眼障害が発生するおそれがあることに鑑み、毎年受講する継続的研修の中で、<u>販売業許可が有効である6年の間に少なくとも1回は、コンタクトレンズに関する専門的な知識を身につけられる講義を受講</u>させること。（後略）
その他	・勤務会社を通して継続的研修受講申し込みをしている場合が多かった。そのため、コンタクトレンズに関する継続的研修を受講する必要性を管理者に指導するとともに、勤務会社に説明するように伝えた。

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	コンタクトレンズを販売する際は、購入者に対し、医療機関の受診状況を確認すること。 また購入者が医療機関を受診していない場合は、必要事項の説明を行い、医療機関を受診するよう勧奨を行うこと。
根拠条文等	【平成29年9月26日薬生発0926第5号厚生労働省医薬局長通知「コンタクトレンズの適正使用に関する情報提供等の徹底について」】 第1 小売販売業者による販売時の受診確認 1 小売販売業者は、コンタクトレンズを販売するに当たり、購入者に対し、販売時に医療機関の受診状況を確認し、医療機関を受診している場合は、医師の指示に基づき販売すること。 また、購入者が医療機関を受診していない場合は、以下の事項について十分な説明を行い、医療機関を受診するよう勧奨を行うこと。 ① コンタクトレンズの不十分な洗浄・消毒など不適切なケアや、長時間又は交換期間を超えた装用により重篤な眼障害の発生の危険性があること。 ② 重篤な眼障害の発生を予防するためには、医療機関を受診して、医師の指示に基づき使用する必要があること。
その他	・ 薬局及び店舗販売業者で指導あり

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	麻薬の保管は、麻薬以外（覚せい剤を除く。）の医薬品と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行うこと。毒薬は他の物と区別して貯蔵し、貯蔵する場所には、かぎを施すこと。
根拠条文等	【医薬品医療機器等法第48条】 業務上毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを<u>他の物と区別</u>して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。 2 前項の場合において、<u>毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、鍵を施さなければならない。</u> 【麻薬及び向精神薬取締法第34条】 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。 2 前項の保管は、<u>麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区別し、かぎをかけた堅固な設備内</u>に貯蔵して行わなければならない。
その他	・麻薬の取扱件数増加に伴い、既存の麻薬金庫に麻薬が収まりきらなくなってしまう、毒薬保管庫に麻薬を毒薬と一緒に保管していた。 ・患者回収分麻薬を鍵のかからない引き出しで保管していた。 ・保健所立入り時、麻薬金庫及び毒薬保管庫が施錠されていなかった。

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	・期限切れの麻薬を廃棄せず保管を続けたことにより、すべての麻薬を麻薬金庫内で保管することが困難となり、一部の麻薬を麻薬金庫外で保管していた。 →麻薬はすべて麻薬金庫内に保管すること。 →期限切れの麻薬はすみやかに廃棄届を提出し、保健所職員立会の下、廃棄すること。 ・麻薬帳簿を麻薬の受払いの都度、適正に記載していなかった。 →麻薬の受払いの都度、法定事項を帳簿に記載し、定期的に帳簿残高と在庫現品の数を照合すること。
根拠条文等	【麻薬及び向精神薬取締法 第34条第2項】 前項の保管は、麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。 【麻薬及び向精神薬取法 第29条】 麻薬を廃棄しようとする者は、麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない。 【麻薬及び向精神薬取法 第38条第1項】 麻薬小売業者は、麻薬業務所に帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。 1. 譲り受けた麻薬の品名及び数量並びにその年月日 2. 譲り渡した麻薬の品名及び数量並びにその年月日 3. 第35条第1項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量 4. 廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日 【薬局における麻薬管理マニュアル（厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課）】 ・譲受け又は譲渡しがあった都度記載することが原則です。 ・定期的に帳簿残高と在庫現品との確認をすることが必要です。

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	覚醒剤原料は譲り渡し、譲り受けの都度、帳簿に記載が必要な事項を記載すること。
根拠条文等	【覚醒剤原料取締法第30条の17】 薬局開設者が医薬品である覚醒剤原料を所持する場合、薬局ごとに帳簿を備え、次に掲げる事項を記入しなければならない。 譲り渡し、譲り受け、施用し、施用のため交付し、又は廃棄した覚醒剤原料の品名及び数量並びにその年月日
その他	覚醒剤原料の帳簿を正確に記載していなかった。 (処方せんに基づき調剤したもの)

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	調剤済麻薬を廃棄したときは、30日以内に、調剤済麻薬廃棄届を提出すること。
根拠条文等	【麻薬及び向精神薬取締法第35条第2項】 麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者は、第29条ただし書の規定により、麻薬処方せんにより調剤された麻薬を廃棄したときは、30日以内に、その麻薬の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
その他	・ 麻薬合同立入の際に発覚した事例 ・ 調剤済麻薬廃棄届に廃棄後の提出期限が定められていることを認識しておらず、廃棄の記録のみ残し、長期の間、届出を行っていなかった。

薬局・店舗販売業等に係る指導事例について

指導事例	期限切れの覚醒剤原料を棚卸の際に、他の廃棄予定の薬と一緒に廃棄してしまった。 →覚醒剤原料を廃棄する場合は、覚醒剤原料の品名、数量等について、都道府県知事に事前の届け出を行った上で、保健所職員の立会いの下に廃棄すること。
根拠条文等	【覚醒剤取締法第30条の13】 薬局開設者は、その所有する覚醒剤原料を廃棄しようとするときは、<u>当該覚醒剤原料の保管場所の所在地の都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない。</u>
その他	・麻薬の廃棄については事前届け出、保健所職員の立会いの下廃棄という認識はあったが、年間届の必要がない覚醒剤原料については一般の医薬品と同様に考えていた。

本日の内容

1. 第8次医療計画における薬局の機能強化について
2. 薬局におけるサイバーセキュリティ対策について
3. サイバーセキュリティに関する指導事例について
4. 薬局等への指導事例について

(お願い事項)

薬局機能情報提供制度の定期報告について

R7.
1月~

定期報告

薬局機能情報提供制度

原則、G-MISによるご報告をお願いします。

注意点①

入力が完了したら、最後に報告ボタンをクリックするのを忘れずに！

厚生労働省 G-MIS 医療機関等情報支援システム

ホーム 調査 ▼ お知らせ その他 ▼

検索キーワードを入力してください

報告 一括入力完了 報告 引き戻し 入力内容確認

報告 2023年度_定期報告

正式名称	正式名称（フリガナ）	所在地	報告状況	疑義状況
XX病院	XXビヨウイン		報告中	-

各項目の入力が完了しましたら最後に「報告」ボタンをクリックして下さい。

報告状況：報告中 は薬局で入力中の段階です。
保健所では、報告状況：報告済 になった報告を承認します。

関する事項	入力完了	入力
1. (1) 基本情報（診療科目）	入力完了	2024/01/04 10:47:07

注意点②

「いばらき医療機関情報ネット」で、ご報告頂いていた時点から所在地に変更がなく、緯度経度の情報をそのまま引き継いでいる場合でも、GoogleMap上に表示される薬局の位置がずれていることがあります。

地図表示の上、位置の確認をお願いします。

1.1.基本情報（薬局）

*所在地
茨城県水戸市笠原町

英語表記

地図表示 座標クリア

所在地座標（緯度）
36.342288

所在地座標（経度）
140.452760

市区町村コード
201

麻薬、薬物乱用関係業務について

- ・大麻取締法改正について
- ・麻薬事故等について
- ・「オーバードーズ」の状況や対応

茨城県保健医療部医療局薬務課 麻薬G

【TOPICS】

大麻取締法・麻薬及び向精神薬取締法 の改正について

主な改正の概要

- ・「大麻取締法」が「大麻草の栽培の規制に関する法律」に（施行日R6.12.12）
 - ・ **大麻及びTHCが、麻向法の麻薬に指定**（施行日R6.12.12）
 - ※THC（テトラヒドロカンナビノール）：大麻の主な成分
 - **施用罪の適用** 単純施用：7年以下の懲役
営利目的施用：1年以上の有期懲役
 - ・大麻由来医薬品の製造を可能に（施行日R6.12.12）
 - 【参考】現在、日本においてCBDの医薬品が治験中。
 - ※CBD（カンナビジオール）：大麻成分の1つだが幻覚等の作用はほとんどないとされている
 - ・大麻草採取のための栽培者免許を産業目的、医療目的に整理（施行日R7.3.1）
- 大麻が解禁されたなどという間違った情報がありますが、間違いです。
施用罪が適用となるなど、むしろ規制が強化されています！！

麻薬等の事故事例

1. 期限切れ麻薬の誤廃棄

事故状況：期限切れの麻薬を、本来であれば麻薬廃棄届を提出し保健所職員等立会いの下廃棄すべきところであるが、他の職員立会の下廃棄してしまった。廃棄後に麻薬廃棄届を保健所へ提出した。

原因：事前に麻薬廃棄届を提出し、保健所職員等立会の下廃棄しなければならないことを知らなかった。

対策：麻薬の取扱いに関するマニュアルが紛失しており、マニュアルを整えるとともに再発防止を講じた。

2. 覚醒剤原料の誤廃棄

事故状況：一包化調剤中に分包機に不具合が生じ、エフピーOD錠を含めた分包中の錠剤が粉砕された。本来であれば覚醒剤原料廃棄届を提出し保健所職員等立会いの下廃棄すべきところであるが、分包紙や粉砕された錠剤を取り出した際、再利用できないと判断し、他の薬剤とまとめて廃棄してしまった。

原因：覚醒剤原料であるという認識が欠けていた。

対策：覚醒剤原料の取扱いについて法令・通知等を確認し、事故に関する情報の共有等再発防止を講じた。

3. 向精神薬の所在不明

事故状況：棚卸時にロラゼパム錠0.5mgが100錠以上不足していることが発覚。直ちに、先発品、他規格の在庫、入力伝票等を確認し、棚裏など普段確認しないような場所も含め、薬局内をくまなく搜索したが発見できなかった。

原因：原因究明できず。

対策：向精神薬の取扱いについて見直し、適正に管理・保管できるよう再発防止策を講じた。

4. 期限切れ麻薬の調剤

事故状況：期限が切れていることに気づかず、合計3名の患者に対し期限の切れた麻薬を交付した。棚卸の際に、期限が2年前に切れていたことが判明。期限切れが判明した時点で処方された患者に連絡をとったが、薬剤は既に服用済みで残りはなかった。

原因：使用期限の確認頻度を決めておらず、定期的な期限の確認が行われていなかった。

対策：手順書の見直し、在庫麻薬の期限チェック体制の強化等再発防止策を講じた。

薬の交付を受けた患者、又は患者の家族から不要になった麻薬を譲り受けた場合の麻薬の取扱いについて

1. 譲受け(法第 24 条・法第 26 条)

薬の交付を受けた患者、又は患者の家族から不要になった麻薬を譲り受けた場合、譲り受けた麻薬をその都度、若しくはある程度まとまった段階で、管理薬剤師が他の従事者の立ち会いの下で廃棄し、廃棄後 30 日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を都道府県知事に提出してください。(法第 24 条第 1 項・第 35 条第 2 項)

2. 管理・保管(法第 34 条)

麻薬小売業者が所有する麻薬は、薬局内に設けた鍵をかけた堅固な設備内に保管しなければなりません。調剤済でも取扱いは変わりません。

3. 記録・帳簿への記載(法第 38 条)

患者の死亡等の理由により患者の家族等から返却された麻薬についても品名、数量、年月日を帳簿、若しくは補助簿を作成して記載してください。また、同じ日に複数の患者から返却があった場合は、個々に返却された数量が分かるように記載してください。譲り受けた麻薬を廃棄する場合は、備考欄に廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届の提出年月日を記載し、廃棄の立会者が署名又は記名押印してください。

4. 廃棄(法第 35 条第 2 項)

麻薬処方せんにより交付された麻薬を、患者の死亡等により遺族等から譲り受けた場合は、麻薬小売業者(薬局開設者)自ら、若しくは管理薬剤師が、他の薬剤師又は職員の立会いの下に廃棄してください。また、廃棄後 30 日以内に「調剤済麻薬廃棄届」により都道府県知事に届け出てください。なお、30 日以内であればその間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出しても差し支えありません。さらに、麻薬帳簿にその旨を記載するか、廃棄用の補助簿を作成して記録する必要があります。

市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)

ロオーバードーズ(過剰摂取・過量服薬)

- ・ 薬局やドラッグストアで購入できる風邪薬などを用法や用量を守らずに、大量に飲み続けるなど誤った使用をすること。
- ・ 近年、若年者を中心にオーバードーズが増加、社会問題となっている。

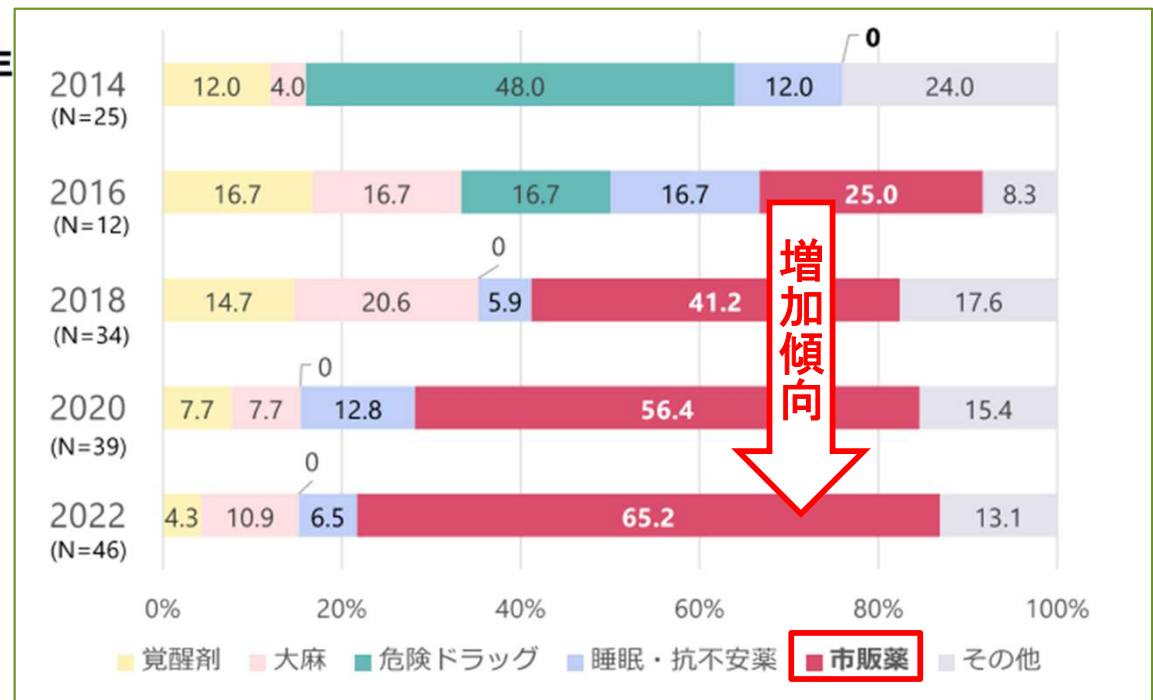
「過去1年以内に市販薬の乱用経験がある」という高校生

約60人に1人の割合

(高校生全体の1.57%、推計値)



※「薬物使用と生活に関する全国高校生調査2021」
(国立精神・神経医療研究センター)

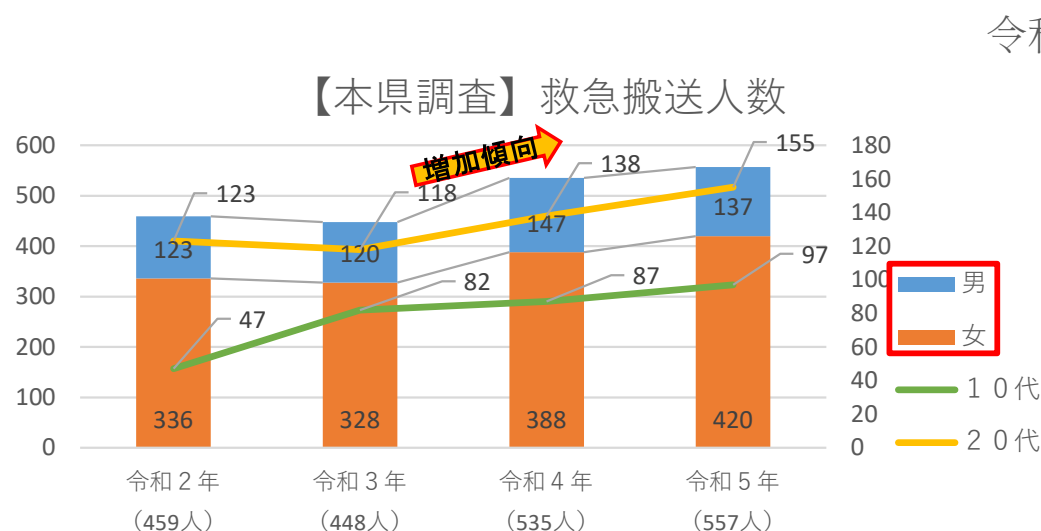


※「全国の精神科医療施設における薬物依存症の治療を受けた10代患者の「主たる薬物」の推移」
(国立精神・神経医療研究センター)

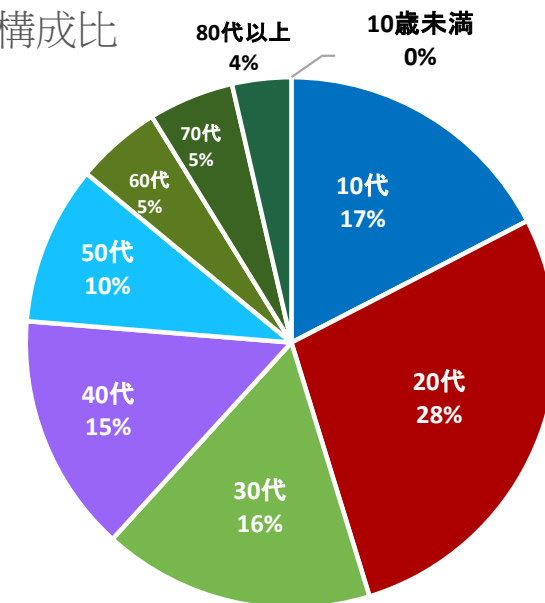
県内のオーバードーズの状況

救急搬送された者のうち、記録から、初診時の傷病名に「OD」、「オーバードーズ」、「薬」かつ「過剰」等のキーワードが含まれるものを検索し集計

「医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送人員の調査結果」(R6.3茨城県保健医療部医療局薬務課)



令和5年 年齢構成比



- ・救急搬送者数は年々増加傾向
- ・若年層の男女比は1:4で女性の割合が非常に高い

- ・10代・20代で半数近くを占める
- ・国全体でも年齢構成比はほぼ同じ

県央県北、県南鹿行、県西地域で救急搬送人数に大きな偏りはなかった



**県内全域で
対策が必要**

※ただし、市販薬による依存は他物質の依存と比べ若年の男性が多いとの報告がある

オーバードーズ(OD)が疑われた事例

1. 30代女性

発生日時 : 2023年8月頃(夜)

対象医薬品 : ブロモバレリル尿素含有医薬品

状況 : 濫用の恐れのある医薬品を1箱購入後、その後女子トイレに空箱が2箱放置されていた。

対応 : 店舗では、当該医薬品の販売を中止する対策を実施した。

その他 : その後数回にわたり当該医薬品の在庫確認の電話があった。

2. 60代男性

発生日時 : 2022年6月頃(時間帯不明)

対象医薬品 : ジヒドロコデインリン酸塩含有医薬品

状況 : 濫用の恐れのある医薬品を購入した60代男性の販売の履歴を調べたところ、同チェーンの別店舗で当該商品を複数回購入していることが判明した。

対応 : その後、当該男性が来店した際、当該商品の販売をしない対応を実施した。

3. 40代の男女2人組

発生日時 : 2023年10月頃(時間帯不明)

対象医薬品 : ブロモバレリル尿素含有医薬品

状況 : 濫用の恐れのある医薬品を40代後半男性、40代前半女性の2人組で1箱ずつ購入。販売の際は2人組と気付かず販売した。

対応 : 再度2人で来店した場合でも1箱の販売にとどめる対応を行った。再度来店した際、受診勧奨した。

オーバードーズに手を出すさまざまな要因

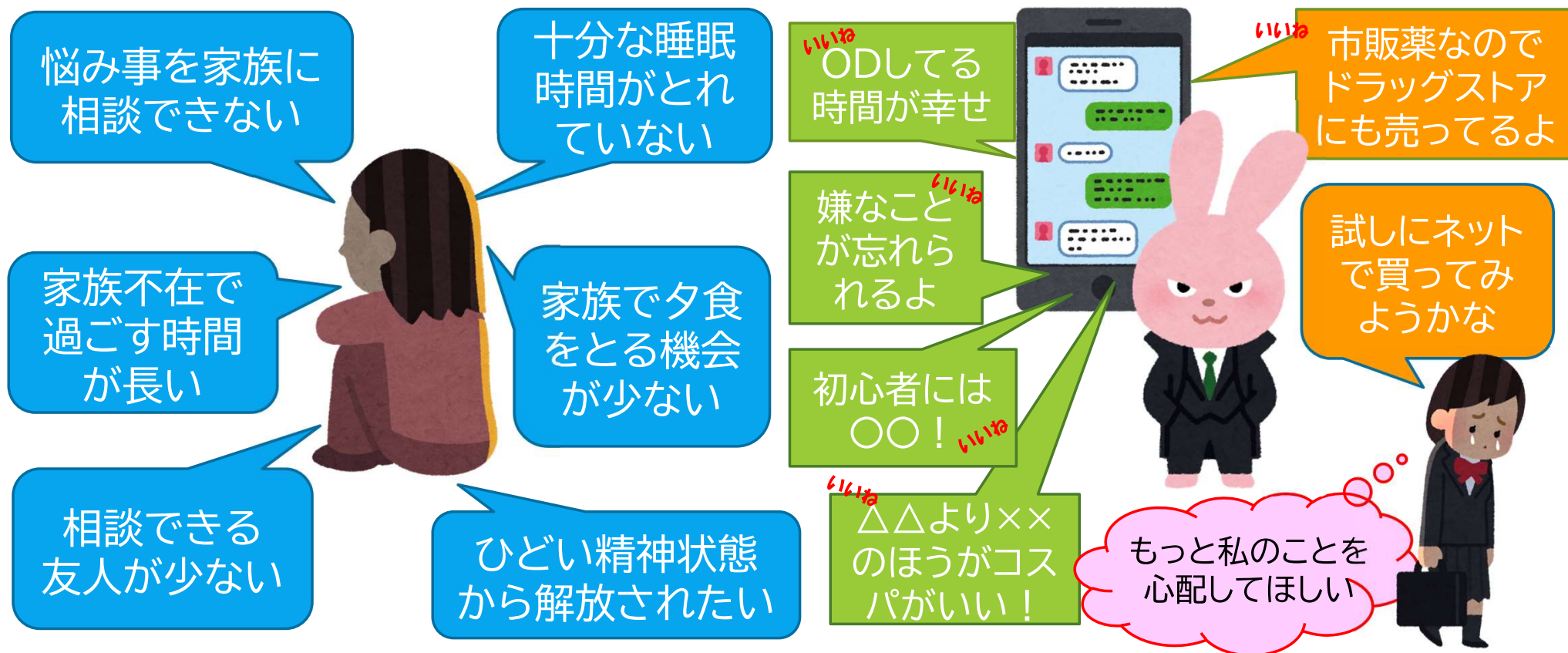
家庭や学校生活、SNSでの悩み
心の健康(メンタルヘルス)の不調



SNSからの
情報入手



薬物の入手しやすさ



したがって、オーバードーズ対策は**薬の適正使用**の啓発だけでなく、
不安や悩みで困った時には**メンタルヘルスの相談先がある**ことの啓発も重要

不安や悩み等の相談先



薬務課ホームページ

茨城県の主な相談窓口 受付時間等の詳細は「**薬務課HP**」をご参照ください

○子どもホットライン

いじめ、不登校、友人関係、性の問題、大人社会への不満など

対象：**子ども専用** 相談方法：電話、FAX、メール

電話：029-221-8181 FAX：029-302-2166 E-mail：kodomo@edu.pref.ibaraki.jp

○いばらき子どもSNS相談

学校のこと、友だちのこと、家族のこと、自分自身のことなど

対象：**小中高生** 相談方法：LINE、Webチャット

○女性のためのこころのオンライン相談@いばらき

対人関係、家庭問題など、心の悩みに関する内容全般

対象：県内在住または県内に通勤通学している**女性** 相談方法：専用サイトから予約

○こころのSNS相談@いばらき

心の悩みに関する内容全般

対象：学生でも大人でも、**県内在住の方**、**県内に通勤通学**している方ならどなたでも 相談方法：LINE

○いばらきこころのホットライン

こころに不調をきたしたとき、こころの問題について相談

電話：029-244-0556(わのこころ)(月～金 9時～12時/13時～16時 祝日・年末年始休)

電話：0120-236-556 (土・日 9時～12時/13時～16時 年末年始休)

○県内各保健所

不眠、うつなど、こころの病気に関する不安や悩み、薬物などの依存症、医薬品に関する相談

電話番号はインターネット検索、QRコードのリンク先等でご確認ください。

○精神保健福祉センター

薬物の問題を抱えるご本人やご家族からの相談

電話：029-243-2870(相談援助課) **予約制**

まずは可能であれば、子どもたち
により身近な**養護教諭**や
スクールカウンセラーに相談を！
(学校精神保健の担い手です)

